

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則（案）の概要

1 制定の理由

愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるため、この規則を制定しようとするものである。

2 規則の概要

条例において教育委員会規則で定めることとされた事務及び情報について、次のとおり規定する。

事務・情報の内容	規則の規定
県立中等教育学校前期課程の生徒の保護者に対して、学校給食費の援助を行う事務であって教育委員会規則で定めるもの	受給資格の認定の申請の受理、審査等に関する事務
高等学校の生徒の保護者に対して、授業料以外の学費（教科書、教材費等）に充当するための給付金を支給する事務であって教育委員会規則で定めるもの	受給資格の認定の申請の受理、審査等に関する事務
高等学校等を中途退学した者が、再び高等学校等で学び直す場合の支援金を支給する事務であって教育委員会規則で定めるもの	① 受給資格の認定の申請の受理、審査等に関する事務 ② 保護者等の収入の状況の届出の受理、審査等に関する事務
特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	経費の算定に必要な資料の受理、審査等に関する事務
就学支援金の支給に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの	学び直し支援金の申請を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報

3 施行期日

平成28年1月1日

議案第56号

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則を次のように定めるものとする。

平成27年12月17日提出

愛媛県教育委員会教育長 井上 正

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則

(条例別表第1の教育委員会規則で定める事務)

第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例 (平成27年愛媛県条例第 号。以下「条例」という。) 別表第1の5の項の教育委員会規則で定める事務は、県立中等教育学校前期課程の生徒の保護者に対する学校給食費の援助を受ける資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第2条 条例別表第1の6の項の教育委員会規則で定める事務は、同項に規定する奨学給付金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第3条 条例別表第1の7の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 学び直し支援金 (条例別表第1の7の項に規定する学び直し支援金という。以下同じ。) の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 学び直し支援金を受給する者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第4条 条例別表第1の8の項の教育委員会規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

(条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報)

第5条 条例別表第2の5の項の教育委員会規則で定める事務は、学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関

する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項の規定による高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

議案説明

愛媛県個人番号の利用に関する条例の施行に関し必要な事項を定めるため、この規則を制定しようとするものである。

参 考

愛媛県個人番号の利用に関する条例

(個人番号の利用範囲)

- 第1条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。
- 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報（法第2条第8項に規定する特定個人情報という。以下同じ。）であって当該執行機関が保有するものに係る個人番号（同条第5項に規定する個人番号という。以下同じ。）を利用することができる。
- 第2条 私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第2条に規定する高等学校等という。以下同じ。）の設置者は、知事による別表第1の1の項及び2の項に掲げる事務の処理に必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとする。
- 2 高等学校等（県立及び私立のものを除く。）の設置者は、教育委員会による別表第1の6の項に掲げる事務の処理に必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとする。

(書面の提出義務の特例)

第3条 第1条第2項の規定により特定個人情報に係る個人番号を利用した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第1条、第2条関係）

	執行機関	事 務	務
1	知事	高等学校等の生徒の保護者等に対する奨学のための給付金（以下「奨学給付金」という。）の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	
2	知事	高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項の高等学校等就学支援金に相当する支援金（以下「学び直し支援金」という。）の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	
3	知事	外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収（以下「外国人生活保護の実施」という。）に関する事務であ	

	って規則で定めるもの
4 知事	20歳未満の者を扶養している者（配偶者のない者に限る。）に対する高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講に係る給付金（以下「高卒認定試験給付金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	県立中等教育学校前期課程の生徒の保護者に対する学校給食費の援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
6 教育委員会	奨学給付金の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
7 教育委員会	学び直し支援金の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
8 教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）であって教育委員会規則で定めるもの
9 知事又は教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務

別表第2（第1条関係）

執行機関	事務	特定個人情報	情報
1 知事	学び直し支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの	
2 知事	外国人生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費若しくは障害児入所給付費の支給若しくは療育の給付、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給、雇用対策法（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給、中	

		<p>国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支給給付若しくは配偶者支援金の支給、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による手当等の支給、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
3 知事	<p>高卒認定試験給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
4 知事	<p>法別表第2の第2欄に掲げる事務（法第19条第7号の規定により同表の第4欄に規定する生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報の提供を受ける事務に限る。）であって規則で定めるもの</p>	<p>外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
5 教育委員会	<p>学び直し支援金の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの</p>	<p>就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの</p>
6 知事又は教育委員会	<p>法別表第2の第2欄に掲げる事務</p>	<p>当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる情報</p>